

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和5年
8月

1 熱中症対策（取組事例）

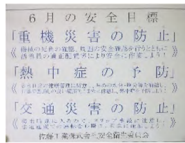
建設業協会釜石支部、遠野支部様の協力を得て、店社や各現場の熱中症対策の事例を収集しました。これからは夏本番！！、各社とも組織的な熱中症対策をお願いします。

佐藤工業株式会社

会社全体として、朝礼時に熱中症の注意喚起をし、現場事務所、作業員休憩所へはエアコン、扇風機を設置しています。

現場では、WBGTのチェックモニターを設置し、水分補給タンク及びクーラーボックスを常備しています。

また、熱中対策応急セット、冷却スプレーも常備しています。



株式会社青紀土木

一年を通して、朝礼前に全員で体調管理（体温、血圧、アルコール）のチェックをし、記録表に記入した後、一日の仕事を始めています。朝礼時のミーティングで全員の顔色を確認し、自ら日誌に「良」「悪」を記入することで体調管理を意識するようになっています。

現場詰所をクーラーで涼しく保ち熱中症対策キット、AEDなどを常設しています。ハーネスの下に着用できるタイプの空調ベストを支給したところ、高所作業でも使用出来て、涼しく汗が乾きやすく快適だと好評です。

JRの除草、森林管理従事作業には、蜂の抗体検査を実施しています。作業には蜂撃退スプレー、ポイズンリムーバーを携帯しています。



株式会社藤原組

現場内に日陰を作る目的でタープテントの設置、腰を下ろして休める椅子（現場発生材を利用）を設置、常時水分補給を行えるようウォータージャグも設置しています。

体温の上昇を緩和させるため作業員全員に電動ファン付きクールベストを配付し適宜使用し、暑さの厳しい時は1時間に1回15分の休憩を取っています。

また、現場代理人に対し、WBGT基準値を元にした作業中止基準や休憩時間の設定教育を行い現場での実施の徹底を図っています。

法面にグリーンネットを設置し、落石による災害防止も行っています。

下草刈りや伐木作業など、蜂と遭遇する可能性が高い作業の時は、殺虫剤スプレーを携帯しています。



株式会社山長建設

熱中症予防 自己チェックシート

このチェックシートで、毎日体調の確認をしましょう。熱中症の予防は夏バテ対策にもなります。暑熱（暑い）の侵入を防ぐために、チェックシートに「良」があれば、すぐに職員、元請職員に申し渡しましょう。

1週間管理

日	月	年	時	分	秒
1	17	7	18	7	20

1週間管理

チェック項目

1. 体調はよくなりましたか
2. 暑さは増えていますか
3. 気分、顔色はいいですか
4. こばい熱い感じがしますか
5. 暑さほしかり爽やかになりましたか
6. 暑さはあつきましたか
7. 暑気払いなど、体調の変化はないですか
8. まわりに体調の悪そうな人はいませんか

※水分・塩分の補給は十分に行っていますか

結果

1. 気分、顔色はいいですか
2. 暑気払いなど、体調の変化はないですか
3. まわりに体調の悪そうな人はいませんか

株式会社テラ

5月31日開催の安全大会では熱中症予防について教育を行いました。

現場事務所の蛍光灯をLED型に取替え省エネと室内温度の上昇を抑えています。また、安全掲示板に今日の熱中症の危険度合いを表示し、注意喚起をしています。各現場では、空調ジャケットを配付して作業を行っています。交通誘導箇所には、日傘を設置し直射日光を防いでいます。蜂刺され注意が必要な作業員には医療機関での診断を受けて、エビベンを携帯させています。

建設現場で必要とされる特別教育などは、自社で教育できるよう資格者を養成し、必要に応じて教育し、未受講者が作業に従事しないよう工夫しています。



2 労働災害発生状況

【令和5年6月末現在（前年同期と比較して22件（40.7%）の減少）】

休業4日以上労働災害 32件（コロナ2件含む）（前年同期54件（同7件））

死亡災害 0件（同2件）

【6月届出の災害事例】

会社の倉庫で、脚立を畳んだままの状態、梯子のように壁に立てかけ上り始めたところ、2～3段目で足を踏み外して転落し、右足捻挫で休業見込み1か月。

脚立を梯子として使用する場合は、開いて、ストッパーを掛け、使用すること。

3 第14次労働災害防止計画の概要

8月号では、8つの重点対策のうち、(7)を紹介します。

(7) 労働者の健康確保対策の推進

ア メンタルヘルス対策

ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに集団分析を行い、職場環境の改善を実施する。職場のハラスメント防止対策に取り組む。

イ 過重労働対策

長時間労働者への医師による面接指導や、産業保健スタッフ（保健師、看護師等）による相談支援を受けるよう勧奨等する。

ウ 産業保健活動の推進

事業場の状況に応じて必要な産業保健活動を実施する。治療と仕事の両立において、支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備や両立支援コーディネーターを活用した円滑な支援を図る。

8つの重点対策

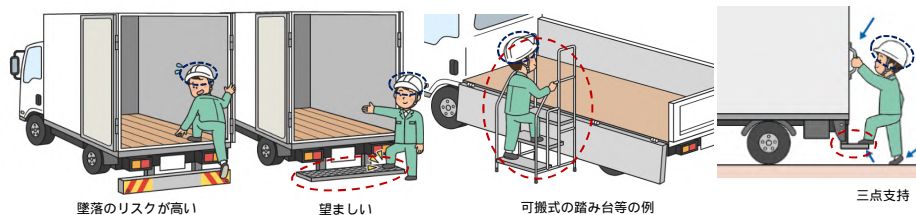
- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (5) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- (6) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (7) 労働者の健康確保対策の推進
- (8) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

4 トラックの荷役作業時の規則の改正(R5.10.1 施行)

(1) 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、**最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。**

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。



(2) 保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、**最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。**

最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、

テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

